

つくば市監査公表第2号

令和6年度第2回定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその監査の結果を公表する。

令和7年3月28日

つくば市監査委員 平 島 泰 裕

つくば市監査委員 沖 田 浩

つくば市監査委員 五 頭 泰 誠

令和6年度第2回定期監査結果報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、つくば市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する監査

第3 監査の対象

〔市民部〕

市民協働課、地域改善対策室、市民窓口課、スポーツ振興課、スポーツ施設課、文化芸術課、地域支援課

〔福祉部〕

社会福祉課、障害福祉課、障害者地域支援室、高齢福祉課、地域包括支援課

〔保健部〕

国民健康保険課、医療年金課、介護保険課、健康増進課、予防接種・感染症対策室

〔こども部〕

こども政策課、幼児保育課、こども育成課、こども未来センター

〔都市計画部〕

都市計画課、学園地区市街地振興課、周辺市街地振興課、建築指導課、開発指導課、総合交通政策課、サイクルコミュニティ推進室

〔建設部〕

道路計画課、都市計画道路整備推進課、道路整備課、道路管理課、公園・施設

課、公共施設整備課、住宅政策課、防犯交通安全課

第4 監査の範囲

原則として令和6年度（4月1日から11月30日まで）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 収入に係る事務は適正に行われているか。
- 2 現金（公金）取扱事務は適正に行われているか。
- 3 公金外現金取扱事務は適正に行われているか。
- 4 支出に係る事務は適正に行われているか。
- 5 財産及び備品の管理は適正に行われているか。
- 6 契約事務は適正に行われているか。
- 7 人事管理は適正に行われているか（会計年度任用職員を含む。）。
- 8 組織・事務管理は適正に行われているか。
- 9 過去の定期監査における監査結果報告に対して必要な措置は執られているか。

第6 監査の主な実施内容

- 1 事前に各課等に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿・書類等の試査・照合等及び関係職員から聴取するなどの方法により事務局職員による予備調査を行った。
- 2 監査委員による本監査においては、関係職員による事務事業の説明を受けた後、事務局職員による予備調査の結果等に基づき質疑応答を行った。

第7 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所

本庁舎及びコミュニティ棟会議室

2 日程

令和6年（2024年）11月19日から令和7年（2025年）3月28日まで
（予備調査及び監査結果の報告を含む。）

第8 監査の結果

上記第1から第7のとおり監査した限り、重要な点において、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていることが認められた。

ただし、一部において次のとおり指摘事項^{※1}及び注意事項^{※2}が見受けられた。これらについては、速やかに必要な措置を講じるなど、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

また、軽微な事項については、予備調査又は本監査において、口頭による指導を行っているので、記載は省略した。

※1 指摘事項：法令等に違反していると認められるもの、事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの等

※2 注意事項：指摘事項に該当するもののうち、軽易と認められるもの等

1 指摘事項

今回の監査における指摘事項は、収入事務1件、契約事務1件、人事管理1件、組織・事務管理の消防関係1件の合計4件であった。

これらについては、速やかに必要な措置を講じるとともに、今後は同様の指摘を受けることがないように十分留意されたい。

(1) 収入事務

令和5年度に発生した返還金（以下「返還金」という。）について、つくば市会計規則（平成9年つくば市規則第69号）第6条第1項の規定により、令和5年度においてその総額について調定票を起票すべきところ、令和6年3

月に納入される金額についてのみ調定票を起票していた。

このことにより、令和５年度歳入歳出決算書において、返還金のうち、令和６年３月に納入された金額を除いた金額分が収入未済額として計上されていなかった。

さらに、令和５年度の出納整理期間中である令和６年５月にも返還金の一部が納入されたが、前記のとおり、令和５年度においては、返還金の総額について調定票が起票されていなかったこともあり、本来であれば令和５年度の収入とすべきところ、令和６年度の収入としていた。

今後はつくば市会計規則に基づき、適正に調定票を起票されたい。

【障害福祉課】

(2) 契約事務

業務委託契約について、50万円超えの予算を計上していたにもかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号を法令根拠とする随意契約として契約手続を進めていたが、予定価格が50万円以下しか同号を法令根拠とする随意契約ができないことに気付き、契約時期も迫っていたことから、50万円以下で発注できる事業者を探して、当該事業者との間で契約していた。

設計価格（予定価格）は、前記契約をした事業者１者から徴した参考見積価格を採用していたため、50万円以下ではあったが、令和４年９月29日付け総務部契約検査課長通知のとおり、３者以上から徴した参考見積の平均価格を採用して設計した場合は、予定価格が50万円を超え、一般競争入札案件となっていたと考えられる。

今後は前記通知に基づき予定価格を設定し、適正な契約方法により契約をされたい。

併せて、前回監査においても契約事務に関する「指摘事項」が見受けられ、

前回監査同様、設計書作成時に徴した参考見積のうち最も低い見積価格を採用して設計書を作成するなど、不適正な事務処理の改善も見受けられなかったことから、再発防止策を十分に講じられるとともに、今後はつくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）等に基づき適正な契約事務を確実に実施されたい。

【健康増進課】

（3）人事管理

市の再任用職員であった者2名について、引き続き会計年度任用職員として任用した際に、労働基準法（昭和22年法律第49号）における継続勤務の要件を満たしていたにもかかわらず、年次休暇として任用初年度に当たる付与日数のみ付与し、継続勤務年数の区分に応じた日数を加えて付与していなかった。そのため、任用2年度目以降の年次休暇についても、本来よりも付与日数が不足していた。

このことにより、令和3年度から会計年度任用職員として任用された者については、令和4年度及び令和5年度において、年次休暇の全てを消化したことにより欠勤となり、報酬が支給されなかった日が確認された。

今後は労働基準法における継続勤務の要件を再確認するとともに、つくば市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年つくば市規則第37号）に基づき適正な人事管理をされたい。

【防犯交通安全課】

（4）組織・事務管理

消防法令上、防火管理者を設置しなければならない防火対象物であるつくば駅中央自転車駐車場第一区画について、人事異動があったにもかかわらず、平成22年を最後に防火管理者選任届出書が所轄の消防署長に提出されてい

かった。

このことにより、防火管理者による消防計画の作成、消防計画に基づく消火・避難訓練等も実施されていなかった。

今後は途切れることなく防火管理者を選任するのはもとより、防火管理者としての責務を果たすことで、火災の発生、火災による被害拡大等を防止し、施設利用者の安全を確保されたい。

【公園・施設課】

2 注意事項

今回の監査における注意事項は、収入事務7件（延べ10部署）、現金（公金）取扱事務2件（延べ4部署）、公金外現金取扱事務1件（延べ1部署）、支出事務14件（延べ19部署）、財産・備品管理13件（延べ19部署）、契約事務17件（延べ31部署）、人事管理9件（延べ12部署）、組織・事務管理5件（延べ9部署）、過去の監査結果報告に対する措置状況6件（延べ6部署）の合計74件（延べ111部署）であった。

今後は適正に執行されたい。

着眼点	具体的な不適正事務	該当部署
収入事務	(1) 過年度から継続使用している行政財産の目的外使用について、申請者から行政財産使用許可申請書の提出がされていないにもかかわらず、当該行政財産を継続して使用させていた。	市民協働課
	(2) 重複して調定票又は調定兼収入票を起票していた。	スポーツ施設課、こども政策課、建築指導課
	(3) 取消しすべき調定兼収入票の取消しを行っていなかった。	住宅政策課
	(4) 過年度分の収入未済額について、4月1日付けで起票すべき調定票を4月3日付けで起票していた。	障害福祉課

収入事務	(5) つくば市会計規則第6条第1項に規定する調定の原因が発生していたにもかかわらず、調定票の起票が遅れていた。	スポーツ振興課、文化芸術課
	(6) つくば市都市公園条例（昭和63年つくば市条例第122号）第12条第2項の規定により許可の際に徴収することとされている公園行為使用料について、公園の使用後を納期限にして徴収していた。	公園・施設課
	(7) つくば市道路占用料条例（平成10年つくば市条例第27号）第3条の規定により許可日から1か月以内に徴収することとされている占用料について、許可日から数か月後を納期限にして徴収していた。	道路管理課
現金（公金） 取扱事務	(1) 交流館において、収納した現金の金融機関への預け入れを月に1回程度しか行っていなかった。	こども育成課
	(2) 現金出納簿について、つくば市会計規則で定められている様式第7号を使用していなかった。	国民健康保険課、幼児保育課、開発指導課
公金外現金 取扱事務	(1) 預金出納簿の記載漏れがあった。	防犯交通安全課
支出事務	(1) 物品を発注し、納品・請求されていたにもかかわらず、業務上使用する予定がないという理由により、約2か月後に返品していた。	公共施設整備課
	(2) 予備調査時点で、契約締結後の支出負担行為票の起票がされていなかった。	公共施設整備課
	(3) 契約締結後の支出負担行為票の起票が遅れていた。	地域支援課、健康増進課、道路管理課
	(4) 補助金交付決定後の支出負担行為票の起票が遅れていた。	スポーツ振興課
	(5) 変更契約締結後の変更負担行為票の起票漏れにより、令和5年度において負担行為残額が生じていた。	障害者地域支援室
	(6) 電子決裁で却下となった伝票の取消しを行っていなかった。	障害者地域支援室、公共施設整備課、住宅政策課

支出事務	(7) 自家用自動車による出張承認申請書において、「自家用車を利用する理由」欄の記載が漏れていたにもかかわらず、所属長が承認を行っていた。	こども未来センター
	(8) 自家用自動車による出張承認申請書において、「任意保険の契約金額」欄に支払った保険料の金額が記載されていた。	こども未来センター
	(9) 単年度の補助金交付要項について、令和5年度から交付要項制定の起案を行っていなかった。	文化芸術課
	(10) 予算を伴うこととなる要項の制定時又は改正時に、財務部長の合議を経ていなかった。	地域包括支援課、予防接種・感染症対策室
	(11) 補助金交付決定通知書の原本を補助金交付申請者に渡すことなく保管していた。	防犯交通安全課
	(12) 補助金交付申請書に添付すべき書類の一部が不足していたにもかかわらず、当該補助金の交付決定を行っていた。	健康増進課
	(13) 補助金交付申請書の記載内容に誤りがあったにもかかわらず、当該補助金の交付決定を行っていた。	防犯交通安全課
	(14) 補助金交付決定通知書の交付条件欄に、交付要綱改正により追加された交付条件の記載が漏れていた。	サイクルコミュニティ推進室
財産・備品管理	(1) 郵便切手等金券類を購入したときに、誤った事業費から支出していた。	市民窓口課
	(2) 郵便切手等金券類の管理において、郵便料金改定前の切手を他の料金の郵便切手と交換したことにより、交換手数料分が減額されていた。	道路管理課
	(3) 自転車等駐車場の駐車券等の管理において、受払簿の残枚数と現品枚数が一致していなかった。	公園・施設課

財産・備品 管理	(4) 郵便切手等金券類の管理において、令和6年3月29日に納品されていたにもかかわらず、令和6年度の受払簿に、請求日である4月16日付けで購入、納品されたとして記載していた。	国民健康保険課
	(5) 購入した備品について、備品台帳への登録が漏れていた。	市民窓口課、障害者地域支援室、公園・施設課
	(6) 令和5年度に購入した備品について、当該年度中の備品台帳への登録が漏れていた。	スポーツ施設課、文化芸術課、サイクルコミュニティ推進室、道路管理課
	(7) 消費税抜きの価格で備品台帳に登録していた。	地域支援課、道路整備課
	(8) 誤った価格で備品台帳に登録していた。	スポーツ施設課
	(9) つくば市物品規則（平成9年つくば市規則第72号）第23条に規定する物品不用決定何による手続を執ることなく、備品を廃棄していた。	スポーツ施設課
	(10) 取得価格が50万円以上の物品であるにもかかわらず、重要物品として備品台帳に登録していなかった。	市民窓口課
	(11) 寄附物品について、つくば市物品規則第13条第1項による取得決定の手続及び同条第2項による寄附申込者への寄附物品受領書の交付を行っていなかった。	障害福祉課
	(12) 重要物品について、会計管理者宛てにつくば市物品規則第29条第1項の規定による会計年度末現在高等の報告を行っていなかった。	社会福祉課
	(13) 供用中の備品について、財務部管財課長宛てにつくば市物品規則第29条第2項の規定による会計年度末現在高等の報告を行っていなかった。	国民健康保険課
契約事務	(1) 事業者に渡すべき契約書の原本を保管していた。	公共施設整備課

契約事務	(2) 総務部長印を押印して契約書を作成していた。	サイクルコミュニティ推進室
	(3) 執行伺の随意契約調書の選定業者ではない事業者の本見積書が保管されていた。	周辺市街地振興課
	(4) 令和6年4月1日以後に執行伺を起案する案件については、予定価格がつくば市契約規則第26条各号に掲げる金額以下の随意契約における予定価格書の作成を省略できることとなったが、令和6年3月に執行伺を起案した案件についても予定価格書の作成を省略していた。	国民健康保険課
	(5) 執行伺上の予定金額と予定価格が一致しない単価契約について、予定価格書の作成を省略していた。	学園地区市街地振興課
	(6) 特定の随意契約において、つくば市契約規則第26条の2による公表手続（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続）が行われていなかった。	こども育成課
	(7) 設計書作成時に徴した参考見積のうち、最も低い見積価格を採用して設計書を作成していた。	介護保険課、健康増進課、開発指導課、公共施設整備課
	(8) 設計書作成時の参考見積を原則3者以上から徴すべきところ、特別な理由なく2者しか徴していなかった。	健康増進課、開発指導課
	(9) 執行伺の予定金額（税込・税抜）と契約締結伺に添付されていた予定価格書の金額が一致していなかった。	介護保険課
	(10) 執行伺に設計内訳書の添付がなく、設計書鑑のみが添付されていた。	国民健康保険課、医療年金課
	(11) 執行伺に作成した設計書の添付がなく、事業者から徴した参考見積を添付していた。	都市計画課
	(12) 契約締結伺の施行日と事業者から徴した請書の作成日が異なっていた。	学園地区市街地振興課、建築指導課

契約事務	(13) つくば市の入札参加有資格者名簿に登載されていない事業者との特命随意契約であるにもかかわらず、執行伺の随意契約調書の「法令の根拠」を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当とし、「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄も誤った内容で記載されていた。	地域支援課
	(14) 特命随意契約であるにもかかわらず、執行伺の随意契約調書の「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄に具体的かつ明確な理由が記載されていなかった。	市民窓口課、障害者地域支援室、国民健康保険課
	(15) 特命随意契約であるにもかかわらず、執行伺の随意契約調書の「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄に1者のみから見積りを徴した理由が記載されていなかった。	高齢福祉課、総合交通政策課
	(16) 契約締結伺の見積結果調書の予定価格と見積書比較価格が契約業者の見積価格（税込・税抜）となっていた。	予防接種・感染症対策室、道路整備課
	(17) 執行伺において、部長及び次長の供覧を経ていなかった。	障害福祉課（部長のみ該当）、医療年金課（部長のみ該当）、予防接種・感染症対策室（部長のみ該当）、周辺市街地振興課、総合交通政策課
人事管理	(1) 正職員の時間外勤務において、厚生労働省の過労死ラインを超える勤務を行っていた。	社会福祉課、健康増進課、こども政策課
	(2) 正職員が正規の勤務時間外に勤務した際に、当該勤務の申告をしなかったことにより、時間外勤務手当が支給されていなかった。	障害福祉課
	(3) 正職員が週休日に勤務をしたにもかかわらず、振替を取得しておらず、時間外勤務手当の支給も遅れていた。	市民窓口課

人事管理	(4) 正職員の年次休暇のシステム入力が漏れていた。	学園地区市街地振興課
	(5) 正職員が終業まで4時間の勤務時間の割振り変更をした際に、午後1時15分前に退勤をしていた。	高齢福祉課、総合交通政策課
	(6) 年度途中で任用された会計年度任用職員に対して、誤って任用期間の初日に任用初年度の年次休暇の全日数を付与していた。	障害福祉課
	(7) 年度途中で1週間の勤務日数が変更となった会計年度任用職員に対して、年次休暇の追加付与をしていなかった。	国民健康保険課
	(8) 会計年度任用職員の年次休暇願において、休暇取得日の誤記載があった。	公園・施設課
	(9) 会計年度任用職員の通勤届において、本人が届出した通勤距離が最短の経路による距離か確認を行っていなかった。	道路整備課
組織・事務管理	(1) 文書管理において、令和5年度のはがき受払簿の所在が確認できなかった。	こども育成課
	(2) 文書管理において、行政文書として保存すべき電子文書の収受処理を行っていなかった。	公園・施設課
	(3) 文書管理において、文書保存期間が誤っていた。	市民窓口課、地域支援課、国民健康保険課、幼児保育課、サイクルコミュニティ推進室、
	(4) 会計年度任用職員任用伺の起案前に、会計年度任用職員任用通知書の起案を行っていた。	市民協働課
	(5) 会計年度任用職員の年次休暇願が鉛筆書きであった。	公園・施設課
過去の監査結果報告に対する措置状況	(1) 前回監査同様、予算を伴うこととなる要項の制定時又は改正時に、財務部長の合議を経ていなかった。	地域包括支援課
	(2) 前回監査同様、補助金交付申請書における誤りがあった。	防犯交通安全課

過去の監査 結果報告に 対する措置 状況	(3) 前回監査同様、購入した備品について、 備品台帳への登録が漏れていた。	スポーツ施設課
	(4) 前回監査同様、設計書作成時に徴した 参考見積のうち、最も低い見積価格を採 用して設計書を作成するなど、不適正な 契約事務が見受けられた。	健康増進課
	(5) 前回監査同様、執行何の随意契約調書 の「随意契約及び業者選定の具体的理由」 欄が誤った内容で記載されていた。	市民窓口課
	(6) 前回監査同様、執行何において、部長等 の供覧を経ていなかった。	周辺市街地振興課